

指定居宅介護重要事項説明書

(令和8年7月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」

1. 事業の目的、運営の方針

(1) 事業の目的

身体障害者、知的障害者並びに身体に障害のある児童及び知的障害のある児童(以下「利用者」といいます。)の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことによって、利用者の方の生活の安定と自立と社会参加を促進し、もって利用者の方の福祉増進を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の名称、所在地

(1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」(以下「事業所」といいます。)

(2) 所在地

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

3. 従事者の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1人

管理者は、当事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) サービス提供責任者 1人以上 (利用者数に応じて必要な人数以上)

サービス提供責任者は、当事業所に対する指定居宅介護(以下「サービス」といいます。)の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、サービス計画の作成等を行うとともに、サービスの提供にあたります。

(3) 訪問介護員 2. 5人以上

訪問介護員は、サービスの提供にあたります。

(4) 事務職員 1人以上

事務職員は、当事業所の事務を行います。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日 年中無休です。

(2) 営業時間 営業時間は午前8時から午後8時までです。

5. 指定居宅介護の内容

(1) 身体介護

(2) 家事援助

(3) 通院介助

6. 利用料

(1) 利用料

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。(利用料は別添利用料一覧表のとおりです。)

(2) その他

利用料の支払いを受ける場合は、当該費用に係る領収書を利用者の方又は家族の方等に交付します。

7. 緊急時等における対応方法

訪問介護員は、サービス実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

8. 事故発生時における対応方法

訪問介護員は、サービスを実施中、利用者の方に不測の事故が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な処置を講じます。

9. 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

10. 虐待防止のための措置

○当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため従事者に対する研修の実施、必要に応じて成年後見制度等の利用の支援、虐待防止委員会の設置等の措置を講じます。

○訪問介護員は、利用者が虐待を受けている可能性がある場合は、速やかに管理者に連絡します。

○当事業所では、障害者虐待防止に関する相談窓口を設けています。なお、相談窓口は下記のとおりです。

・敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護事業所の管理者及び担当職員

相談責任者: 管理者 鎌 田 大 地 電 話 0770-22-7222
ファックス 0770-22-8380

11. 身体拘束等の適正化のための措置

当事業所では、利用者の人権の擁護・身体拘束等の適正化等のため従事者に対する研修の実施、身体拘束適正化検討委員会の設置等の措置を講じます。

12. 苦情の申立

当事業所が行うサービスの内容や当事業所が作成したサービス計画等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり ・ <u>なし</u>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

印

署名代行者 住 所
本人との続柄
氏 名

印

○敦賀市社会福祉協議会指定宅介護事業所の管理者及びサービス提供責任者
相談責任者：管理 者 鎌田 大地
電話：0770-22-7222
ファクス：0770-22-8380

○敦賀市福祉保健部障がい福祉課
電話：0770-22-8176

○福井県健康福祉部障がい福祉課
電話：0776-20-0338

○福井県社会福祉協議会運営適正化委員会
電話：0776-24-2347

社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会
敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」

苦情相談窓口の常設

利用者 → 苦情 → 苦情相談窓口の常設

利用者 → 文書等で通知 → 苦情相談窓口の常設

利用者 → 保険支払 → 苦情相談窓口の常設

各サービス管理者 (同行援護、重度訪問介護、デイサービス)

各サービス提供者 (居宅介護の場合)

敦賀市社会福祉協議会 (苦情解決体制)

相談内容の録へるの整理・記入・保管

○連絡・調整・協議が必要な苦情

- ・サービス計画内容への不満
- ・サービス内容への不満
- ・事故(人身、物損)への対処等

○窓口で解決できる苦情 → (終了)

○支給量、利用者負担額、処分等に対する苦情

保険加入

損害保険取扱業者

保険請求

保険支払

苦情処理対策検討会議 (必要に応じ設置)

○構成 社会福祉協議会事務局次長、社会福祉協議会事務局次長、グループリーダー、サービス管理者、サービス提供担当者、相談支援専門員 等

○検討内容

- ・事業所の責任となる場合はその原因となる事項の見直しや対策を立て速やかに対処
- ・賠償責任となる場合は、その原因を明らかにし、速やかに対処

苦情処理に対する文書等による回答
見直しや改善策の対処及び賠償方法については速やかに文書等にて回答

敦賀市 福井県